

## 障害児の現状と支援の状況

## 1 障害児を取り巻く現状

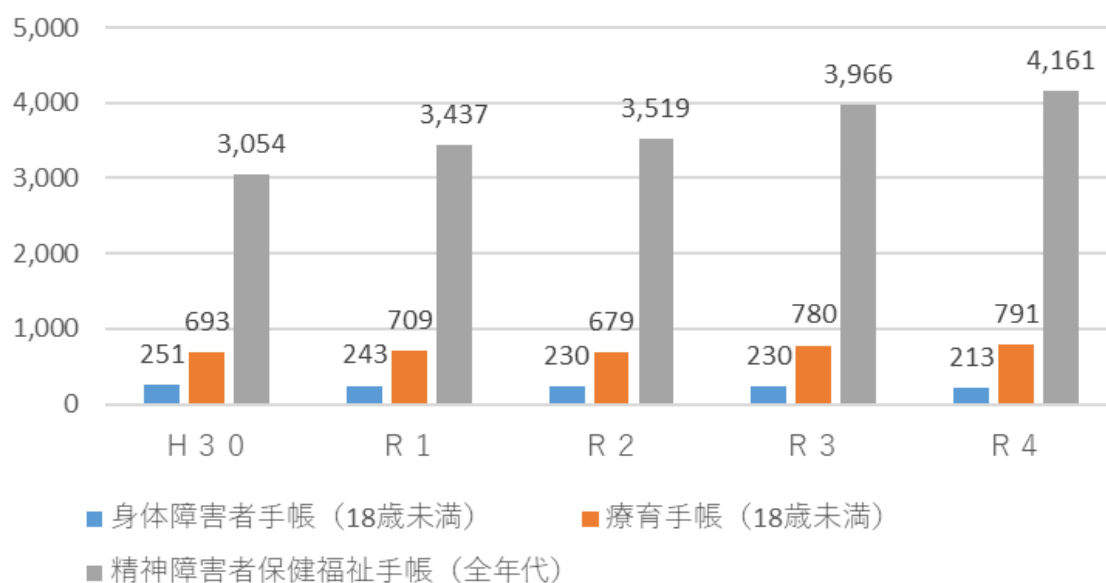
## (1) 各種手帳・手当の交付及び発達支援の利用の状況

## ① 障害児に係る手帳の交付状況

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、身体障害がある方に対して交付される障害の種類や程度を明記した手帳です。療育手帳は、知的障害児・者が、一貫した相談等や各種福祉サービスを受けやすくするために、都道府県知事等が交付する手帳です。また、精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障害の状態にあると判定された方に交付される手帳です。

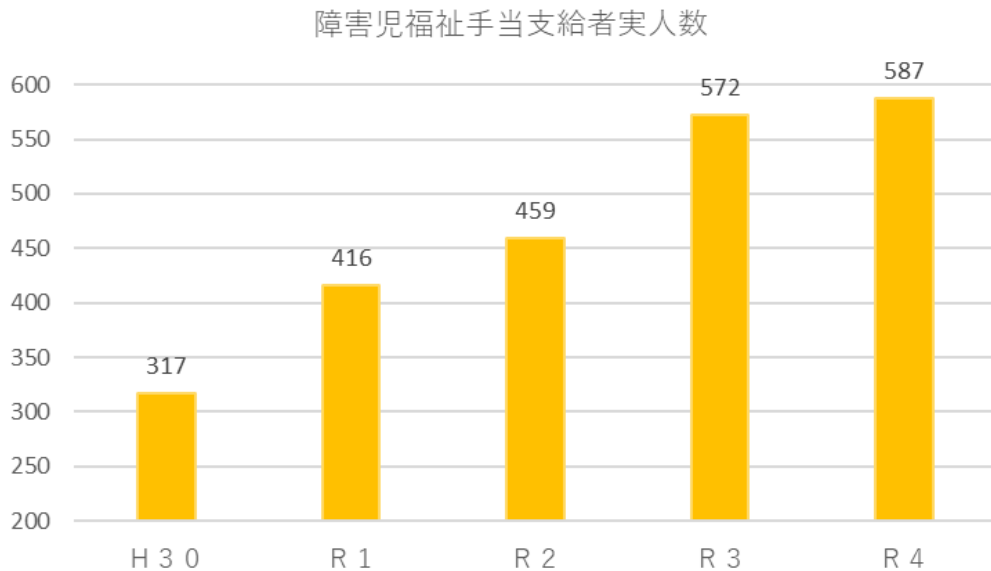
18歳未満の身体障害者手帳の交付件数は減少していますが、18歳未満の療育手帳、全ての年代の精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

障害児に係る手帳の交付件数



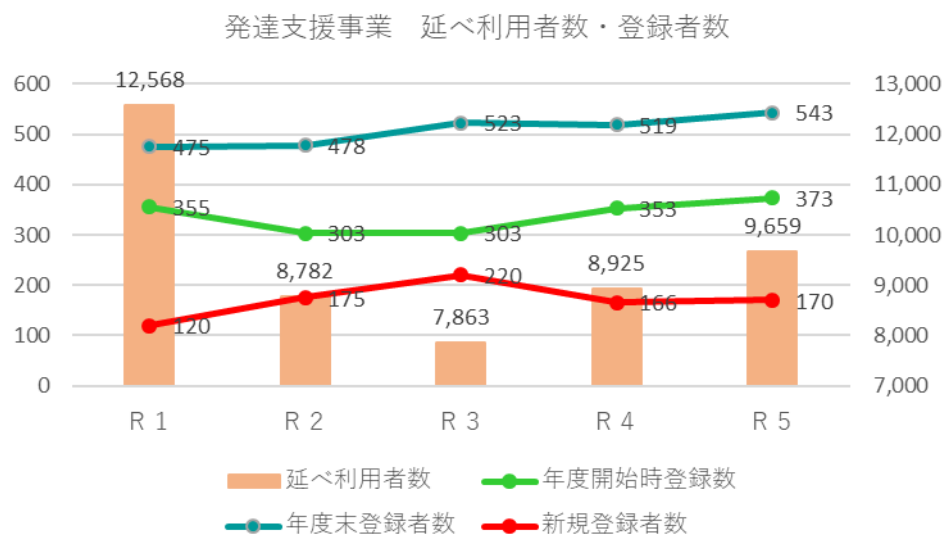
② 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に対して支給する手当です。受給者数は増加傾向にあります。



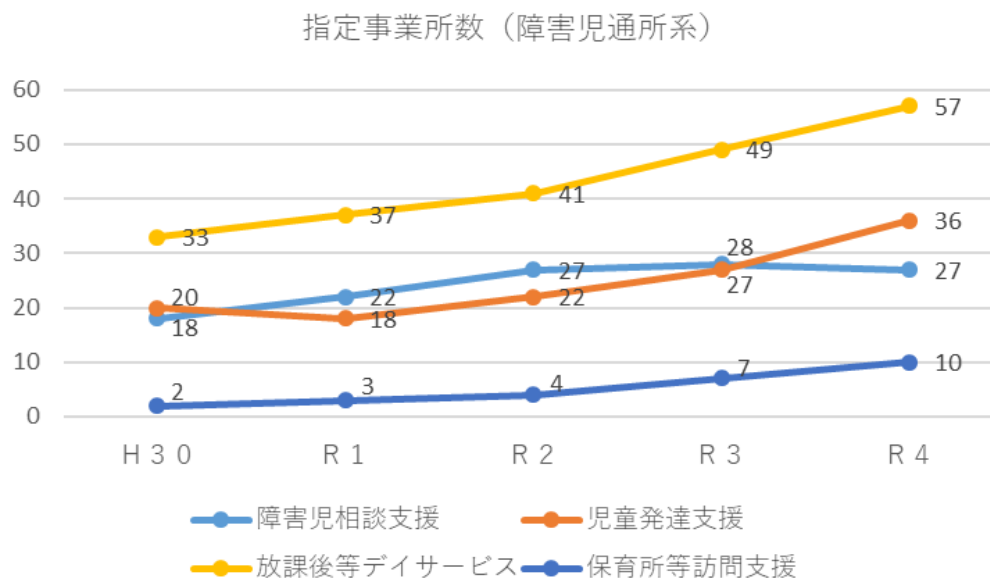
③ 幼児教育研究所における発達支援事業の利用者・登録者の状況

幼児教育研究所では、未就学児の児童を対象とした、「相談」、「療育」、「訓練」の事業を実施し、子どもの発達を促す支援を行っています。延べ利用者数は、コロナ禍の影響を受けて令和2年度に激減していますが、その後、徐々に増えてきています。



## (2) 障害児に関する事業所

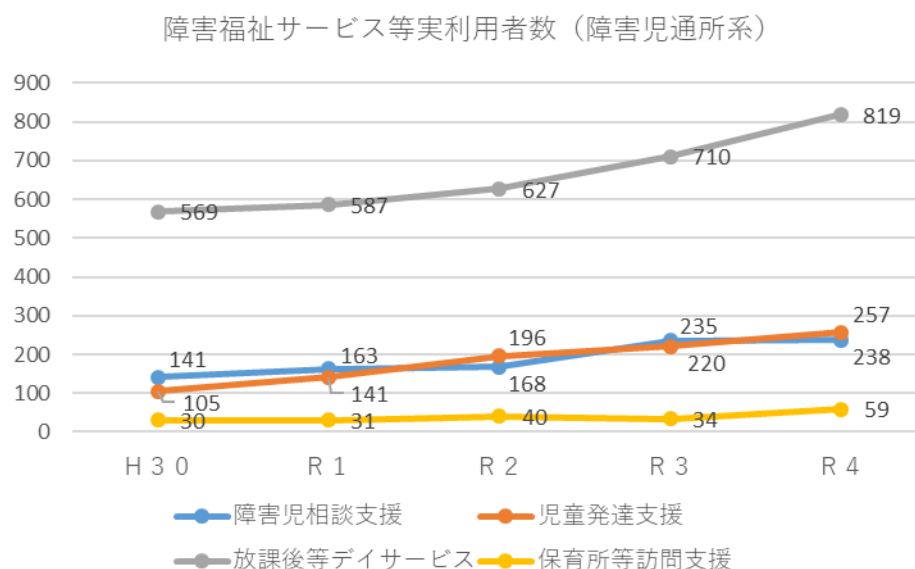
久留米市にある障害児を支援する施設は、以下のグラフのとおり5分野あり、増加傾向にあります。



## 2 障害児への支援の状況

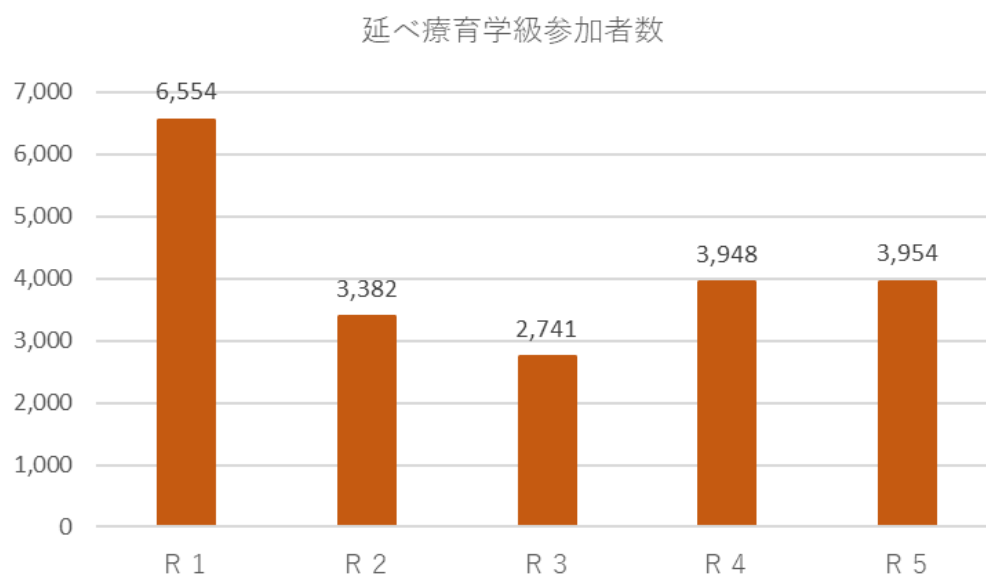
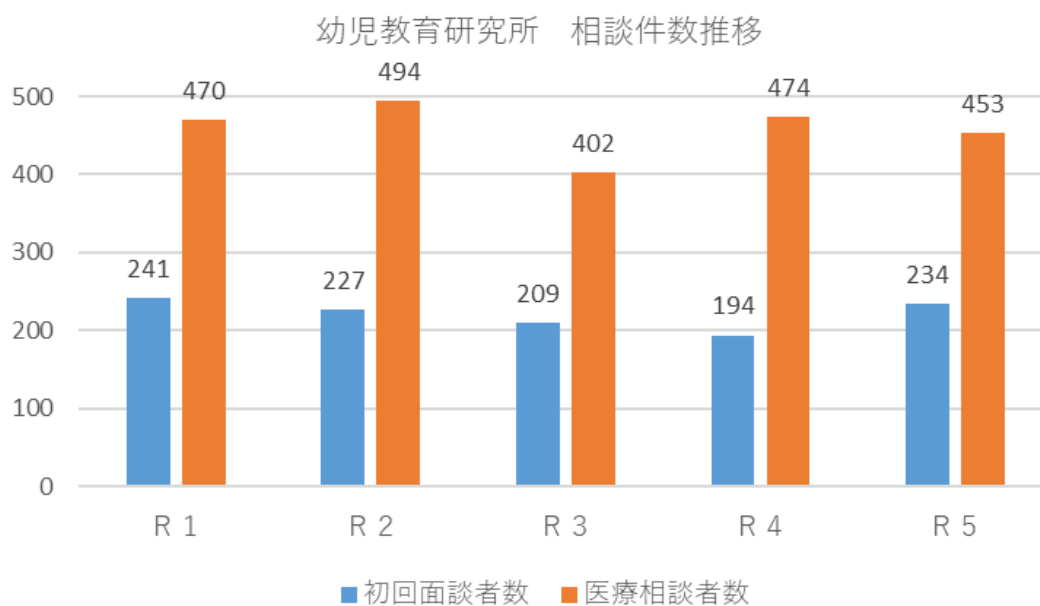
### (1) 障害福祉サービス等の利用状況

どの事業も増加傾向にあります。特に放課後等デイサービスの利用者数は顕著な伸びとなっています。

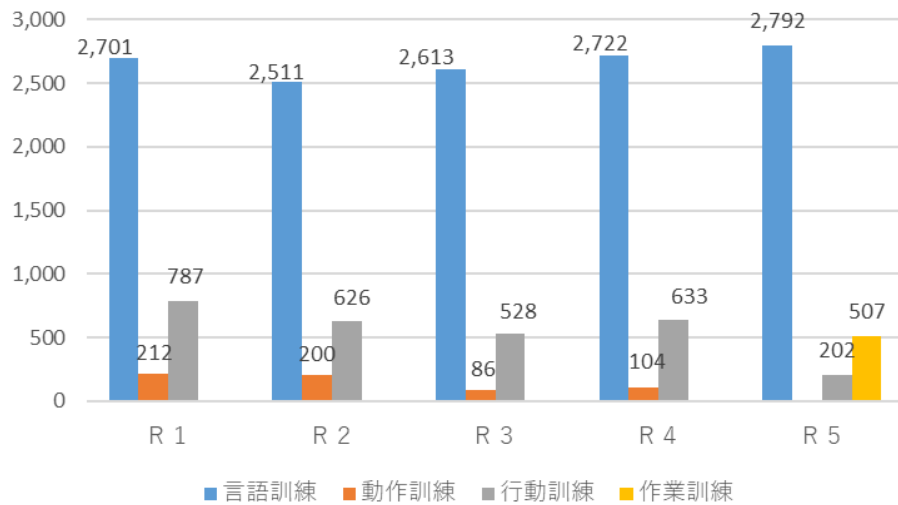


## (2) 幼児教育研究所の利用状況

幼児教育研究所で実施している「相談」、「療育」、「訓練」の事業は、全体で見ると、ここ5年間で件数の大きな変動はありませんが、療育学級の延べ参加者数は、令和2年度以降、急激に減っています。これは、染症拡大防止のため、学級を増設し、定員を減らしたため、学級の実施回数が減少したことによるものです。



延べ訓練別参加者数



※令和4年度までは動作訓練、令和5年度からは作業訓練を実施。

### (3) 主な障害児向けの支援事業

久留米市では、久留米市障害者計画に基づき、障害児向けに次の事業に取り組み、支援を行っている。

事業名	目的・内容
障害児通所支援事業	在宅の障害児に対して、施設等において、指導員等による個別療育・集団療育等のサービスを提供する。
重度身体障害児・者訪問入浴サービス事業	在宅の重度の身体障害者に対して、訪問入浴車の派遣による入浴サービスを提供する。
障害児・者発達支援事業（心理リハビリテーション事業）	心身に障害を持つ児童・生徒の機能回復のため、発達援助法の心理リハビリテーションを毎月2回及び夏期集中訓練として実施。
久留米市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度難聴児の新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費の一部を助成する。
障害児等療育支援事業	身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能を充実し、これらを支援する圏域の療育機能との重層的な連携を図る。
重症心身障害児・者地域生活支援事業	医療的ケアが必要な方を含む重症心身障害児・者及び家族に、コーディネーターを核とした相談支援体制を構築し、医療的ケア短期入所や在宅レスパイト事業のほか、地域課題解決のための研修会、相談会等を行う。